

向日市留守家庭児童会入会申請について

1 留守家庭児童会とは

留守家庭児童会は、放課後に育成する保護者等（「保護者」と「同居や同一世帯（18 歳以上 65 歳未満）の方全員」を指します。）が家庭にいない市内在住の児童（小学 1 年生～4 年生）を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健やかな育成を図ることを目的としています。

- (1) 社会性を身につける、遊び場所がない、友達と一緒に利用したいといった理由では利用できません。
- (2) 登下校の安全については、保護者の責任となります。集団下校や、一人帰りをされる児童には、ご家庭でご指導をお願いしています。
- (3) 学習指導の場ではありません。宿題などの取組は児童の自主性に任せています。
- (4) 投薬などの医療行為は行えません。けが等の応急処置のみとなります。
- (5) 児童会のルールが守れない、他の児童に危害を加えるなど運営や集団生活に支障を来す恐れがある場合は、利用をお断りすることがあります。

2 入会要件

市内在住の小学 1 年生から 4 年生までの児童で、放課後に育成する保護者等が次の要件に該当する場合

1	保護者等が <u>放課後から夕方までの間</u> 、就労等（就労要件を満たし、復帰を前提とした育児休業中を含む。）により、児童の育成が困難な場合。 ※休憩時間を除いた <u>実労働時間が月 80 時間以上、かつ月平均 15 日以上</u> の就労等が必要。
2	保護者等の病気（入院・通院）、家族の看護・介護などのため児童の育成が困難な場合。
3	母親が出産前後であるため、児童の育成が困難な場合。 ※産前 8 週間（多胎妊娠の場合は産前 14 週間）と産後 8 週間の期間。

※保護者等が 1～3 のいずれかに該当すると確認できる書類を提出いただき、審査の上、決定します。ただし、向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の規定に基づき、入会対象外となる場合もあります。

※保護者等が 1～3 のいずれかに該当し、特別な配慮が必要な小学 5・6 年生（身体障害者手帳や療育手帳を有している、特別支援学校に在籍中、特別児童扶養手当を受給中などの理由で 1 人での留守番が難しい児童）の入会については、直接、生涯学習課までご相談ください。

3 入会できる留守家庭児童会（通学する小学校の児童会）

名 称	所 在 地	TEL・FAX
向日市第 1 留守家庭児童会	向陽小学校内（向日市向日町南山 3）	934-2101
向日市第 2 留守家庭児童会	第 2 向陽小学校内（向日市物集女町南条 70）	934-2102
向日市第 3 留守家庭児童会	第 3 向陽小学校内（向日市森本町下森本 30）	934-2103
向日市第 4 留守家庭児童会	第 4 向陽小学校内（向日市寺戸町三ノ坪 20）	934-2104
向日市第 5 留守家庭児童会	第 5 向陽小学校内（向日市上植野町五ノ坪 1）	934-2105
向日市第 6 留守家庭児童会	第 6 向陽小学校内（向日市寺戸町大牧 24）	934-4511

※私立・特別支援学校に通う児童は、住所地校区の小学校の児童会に入会していただきます。

4 開設時間（通常入会）

	開設時間	延長時間 （別途延長利用に係る 協力金が発生）	早朝時間 （別途早朝利用に係る 協力金が発生）
平日	放課後～午後 6 時	午後 6 時～ 7 時	なし
土曜日	午前 8 時 30 分～午後 6 時	なし	なし
1 日育成日 （春・夏・冬休み、 振替休校日）		午後 6 時～午後 7 時	午前 8 時～ 8 時 30 分

※夏季入会（夏休み期間中のみの入会）の場合は利用できる時間が異なりますのでご注意ください。

5 休会日

- (1) 日曜日、祝日、国民の休日
- (2) 8 月 14 日～16 日、12 月 29 日～ 1 月 4 日
- (3) 年度末（3 月末）事務整理日（年度末の日曜日を除く 2 日間）
- (4) 気象警報等による臨時休会日

6 児童会での過ごし方（例） ※児童会ごとに異なります。

時間	平日	土曜日・1日育成日
午前 8:00 ～	授業	早朝時間（希望者のみ・土曜日はなし）
8:30 ～		開会 自由遊び・宿題などの学習
正午		昼食（お弁当をご用意ください。）
午後 1:00		自由遊び
3:00 ～	おやつ 自由遊び （お誕生日会やお店屋さんなどのお楽しみ会も実施します。）	おやつ 自由遊び
5:00	お迎え／集団下校／一人帰りの準備	お迎え／集団下校／一人帰りの準備
6:00	閉会	閉会
～ 7:00	延長時間（希望者のみ）	延長時間（希望者のみ・土曜日はなし）

※学校がお休みの日や給食のない日の昼食は、お弁当の用意をお願いします。

※宿題については、児童の自主性に任せています。指導員が勉強を教えたり、答え合わせをすることはできません。

※音読等の音が出る宿題やタブレットを使った宿題はできません。

7 負担していただく費用

(1) 基本協力金 前年度の市民税額に応じて負担いただきます。

階層	算 定 の 基 礎	月額	<参考> 夏季入会
A	生活保護・生活支援給付・準要保護世帯（就学援助費）・ 市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税の世帯	0 円	0 円
B	市民税の所得割額が 7,000 円未満の世帯	2,700 円	3,700 円
C	市民税の所得割額が 7,000 円以上 55,000 円未満の世帯	4,300 円	5,800 円
D	市民税の所得割額が 55,000 円以上 129,000 円未満の世帯	5,900 円	7,900 円
E	市民税の所得割額が 129,000 円以上 177,000 円未満の世帯	7,000 円	9,300 円
F	市民税の所得割額が 177,000 円以上の世帯	8,000 円	10,000 円

- ・住宅借入金等特別控除・寄附金控除・配当控除等の税額控除は適用せず、控除前の金額で算定します。
- ・単身赴任等で住民票が別でも、保護者の所得割額は全て含みます。
- ・同一世帯の児童が同時に 2 人以上入会している場合、基本協力金は 2 人目について 1,000 円減額し、3 人目以降については全額免除（0 円）となります。（夏季入会児童は対象外）
- ・休会中も基本協力金は負担していただきます。また、日割り計算はできません。

(2) 延長利用に係る協力金

延長時間の利用回数に応じて負担いただきます。1 か月あたり 3,000 円を上限額とします。

利 用 区 分	利用に係る協力金（1 人当たり）
希望日利用（1 日単位）	200 円/回（最大 3,000 円/月）
A 階層・第 3 子目以降	0 円

(3) 早朝利用に係る協力金

春夏冬休み期間の平日及び学校の振替休日に伴う一日育成日の午前 8 時～午前 8 時 30 分の利用回数に応じて負担いただきます。

利 用 区 分	利用に係る協力金（1 人当たり）
希望日利用（1 日単位）	100 円/回
A 階層・第 3 子目以降	0 円

※基本協力金、延長利用・早朝利用に係る協力金は、京都銀行又はゆうちょ銀行の口座振替払で納付していただきます。

(4) スポーツ安全保険料

入会児童 1 人につき 800 円（年額）を負担いただきます。

保険加入の手続き上、入会決定後すぐにお支払いいただきますので入会を辞退される場合でも保険料は返金できないことがあります。ご了承ください。

(5) その他

おやつ代及び行事費（1 か月 2,200 円程度）などを実費負担いただきます。

8 入会を希望する場合

(1) 4 月から入会したい場合

例年入会する年の前年 10 月頃受付期間を設けますので、広報むこう、市ホームページでご確認の上、必ず期間中に申請（郵送受付不可）してください。きょうだい児の保育所の入所が決まっていなくても申請できます。

なお、受付期間内に申請がない場合や必要な書類がそろわない場合は 4 月から入会できません。

【令和 9 年度 4 月入会の申請日程】

	在会者（10 月 1 日時点）		新規入会（新 1 年生含む）	
申請方法	直接提出	オンライン	直接提出	オンライン
提出先	各児童会	（インターネット申請）	向日市生涯学習課	（インターネット申請）
受付日時	令和 8 年 10 月 13 日（火）～ 10 月 24 日（土）		令和 8 年 11 月 9 日（月）～ 11 月 20 日（金）	
	・ 平日 放課後～午後 7 時 ・ 土曜日 午前 8 時半 ～午後 6 時	10 月 24 日（土） 午後 6 時申請完了分 まで	・ 平日 午前 8 時 45 分 ～午後 5 時	11 月 20 日（金） 午後 5 時申請完了分 まで
申請書 配布場所	生涯学習課（市役所別館 1 階）、児童会、市ホームページからダウンロードできます。			
	在会者には、10 月 1 日以降、お子さんを通じて案内資料を配布します。 提出の際は、なるべく保護者が直接持参してください。		子育て支援課（東向日別館） 向日市立各保育所 向日市内こども園、幼稚園など	

(2) 5 月以降に入会したい場合

入会したい月の前月 15 日（休日の場合は前開庁日）までに申請してください。

申請は、生涯学習課窓口、オンライン（インターネット申請）で受付しています。なお、郵送では受付していません。

(3) 夏休みのみ利用したい場合

夏季入会として、6月頃に受付を行いますので期間内に申請してください。

夏季入会は、平日の午前8時30分（早朝利用は午前8時から）から午後3時までとなっております、延長利用や土曜日は利用できません。午後3時以降や土曜日の利用を希望される場合は、7月、8月の前月15日（休日の場合は前営業日）までに通常入会として申請してください。

詳しくは広報むこう、市ホームページでご確認ください。

(4) 冬休み・春休みのみ利用したい場合

冬休みのみ、春休みのみの利用は、通常入会として申請をお願いします。

4月利用は一斉申込み期間（(1)参照）に申請が必要になりますので、注意してください。

入会要件を満たしていれば一度退会した後、再び入会することができますが、その都度入会の手続きが必要です。

また、休会届を提出することで、3か月まで休会することができますが、休会中、基本協力金は負担していただきます。

(5) 児童会での育成に特別な配慮が必要な場合

必ず入会前にお申し出ください。児童の現況等を保護者に伺いながらご相談の上、児童会の利用日数や利用時間を変更していただくことがあります。

【入会申請にあたっての注意事項】

- ・提出書類については後日審査を行います。
- ・期日までに書類がそろわない場合は、入会審査の対象とすることはできません。
- ・協力金に未納がある方は入会申込みされるまでに納入してください。未納がある方は入会申込みをされても納付されるまでは入会を保留します。

9 申請に必要な書類について

(1) 必ず提出していただく書類

- ア 入会申請書（1家庭につき1枚）
- イ 同意書（オンライン申請の場合は不要）
- ウ 保護者等の育成が必要となることの証明書類(次頁参照)

(2) 状況に応じて必要な書類

- ア 令和8年1月1日に向日市に住民票がない方
令和8年度課税（非課税）証明書（令和8年1月1日に住民票のあった市町村での証明書）
- イ 現在、向日市外に住民票があり、入会までに向日市に転入予定の保護者等
転入予定届
- ウ 申請時点で求職活動中の保護者等
求職活動届出書（追って入会までに入会要件を満たした就労証明書の提出が必要）
- エ その他
入会申請にあたり教育委員会が必要と認める書類

【育成が必要となることの証明書類】

育成が必要な状況		入会できる要件	証明する書類
1	就労（居宅外） 育児休業	休憩時間を除いた <u>実労働時間月 80 時間以上かつ</u> <u>月平均 15 日以上（就労要件を満たし、復帰を前提とした育児休業中を含む。）</u> ※在宅勤務の場合、自営業と同様の証明書類を提出してください。	1 就労証明書（育児休業中の場合は育児休業取得期間の記載があるもの。証明日が3か月以内であれば向日市立保育所入会申請用のコピーも可。） 2 変則勤務の場合は、スケジュール表又は直近3か月のシフト表
	就労 （自営業・居宅内）		1 就労証明書（上記と同じ） 2 次のいずれか（名刺は不可） (1) 前年の確定申告書（第1表のコピー）、e-Tax（受信通知など） (2) 開業届・営業許可証等のコピー 3 自営業等に関する就労状況申出書
2	就学	<u>月 80 時間以上かつ</u> <u>月平均 15 日以上の授業等</u> ※児童の兄弟姉妹が就学の場合には必要ありません。	1 入会する年度の在学証明書（学生証のコピーも可） 2 時間割 ※4月から児童会入会と同時に入学予定の方は、入学決定通知のコピーと履修内容が確認できる書類等
3	保護者の病気 （入院・通院）	放課後に育成が困難である場合	診断書（留守家庭児童会入会申請用）
	家族の看護・介護		1 介護・看護状況届出書 2 ケアプラン等のコピー
4	出産	<u>出産予定日の産前産後 8 週間</u> 多胎児妊娠の場合は産前 14 週間	1 母子手帳の母親の氏名、分娩予定日が分かるページのコピー（出産後） 2 分娩日がわかる書類（コピー可）

【ご注意】

- ・就労先が複数ある場合は、全ての事業所の就労証明書を提出してください。
- ・土曜利用希望の方は、土曜日勤務の頻度についての証明が必要です。事業者现就労証明書備考欄等への記載を依頼してください。
- ・今後の就労見込を提出した場合は、入会してから就労後、直近3か月分の就労証明書（実績）の提出が必要です。提出がない、遅れるなどの場合は、退会となることがあります。
- ・病院の任意様式の診断書を提出する場合は、児童の育成が困難である等の診断と育成できない期間の記載が必要です。

10 オンライン（インターネット）申請について

(1) 事前に準備するもの

ア スマートフォン又はパソコン

（システムの仕様により新規入会申請からマイナンバーカード及びマイナアプリがインストールされたスマートフォンが必要です。）

イ 就労証明書など必要書類のデータ

（印刷して記入後、撮影又はスキャンしたもの（jpg や PDF など））

(2) 申請方法

ア 市ホームページから

オンライン申請 > 手続種別一覧 > 放課後児童クラブ > 留守家庭児童会入会申請

又は 子育て・教育 > 学校教育 > 留守家庭児童会 > 留守家庭児童会入会申請 > オンライン申請

イ マイナポータルから

🔍さがす > 自治体を「京都府 向日市」に設定 > 「留守家庭児童会」で検索 🔍 > 令和9年度留守家庭児童会入会申請

※マイナポータルアプリの場合、ログインにマイナンバーカードが必要です。

ウ 二次元コードから



<< インターネット申請画面二次元コード

(3) 申請内容の入力

冒頭の説明ページを確認の上、「申請する」から申請者情報、申請情報を入力してください。入力項目は、途中で一時保存することもできます。

なお、4人以上の児童の申請する場合は、お手数ですが、2回に分けて入力してください。

(4) 申請書類のデータのアップロード

申請者情報、申請情報を入力後、必要書類をアップロードし、ファイルを追加してください。

証明書類が紙の場合は、プリンターでスキャンや、スマートフォンで撮影してください。

(5) 入力内容を確認して申請する。

必要書類をアップロードした後、「送信する」から申請します。申請内容を印刷することもできます。

申請内容に不備などがありましたら生涯学習課から、申請時に入力されたメールアドレス宛に連絡させていただきます。書類の再提出が必要な場合は、別途、再提出の手続き方法をお知らせします。

11 入会審査結果について

入会審査の結果を下記のとおり各家庭に郵送します。

- (1) 4月から入会する場合
2月下旬
- (2) 5月以降に入会する場合
入会月の前月 25 日頃

12 入会説明会

児童会の具体的な利用方法などについて、入会前に説明を受けていただきます。

新規で入会される場合は、必ず説明を受けてください。

- (1) 4月から入会する場合
入会する前の3月の第1土曜日、午前11時から各児童会で説明会を開催します（予定）。
なお、どうしても都合がつかない場合は、あらかじめ各児童会に連絡し、日時を調整の上、別途、説明を受けてください。
- (2) 5月以降に入会する場合
入会決定通知後、速やかに児童会に連絡し、日時を調整の上、説明を受けてください。

13 入会したら

心配なことや、伝えたいことなどがありましたらいつでも指導員にご相談ください。

利用や手続きで分からないことがあれば生涯学習課に連絡いただくか窓口にお越しください。

- (1) 欠席やお迎え時間の変更などは、電話・FAX・連絡帳・ミマモルメアプリから連絡してください。（ミマモルメアプリからの連絡受付は、当日の朝7時30分までです。）
- (2) 児童会は保護者の送迎が原則ですが、保護者の責任のもと集団下校や一人帰りをすることができます。ただし、新1年生は、通学に慣れていないため、4月の間は、保護者の送迎をお願いしています。新1年生の集団下校や一人帰りの開始時期については、入会後にお知らせします。
- (3) 入会申請時の状況（住所、勤務先、勤務状態、家族構成（結婚・離婚・出産）、課税内容、就学援助費の適用など）に変更があった場合は、速やかに各児童会又は生涯学習課に連絡してください。申請時に提出された書類を審査し、就労証明書や診断書等の追加提出をお願いすることがあります。
- (4) 基本協力金及びその他の費用を滞納された場合は退会となります。やむを得ない事情などで納付が遅れると分かった時点で速やかに生涯学習課にご相談ください。
- (5) 児童会は年度末の3月末に自動的に退会となるため、年度ごとに入会申請が必要です。1年ごとの入会申請のご準備をお願いします。

児童会は集団生活の場です。ルールや約束を守り、みんなが気持ちよく過ごせるよう、ご家庭でのご指導、ご協力をお願いします。制度の趣旨にご理解いただき、可能なときは、できる限りご家庭での育成をお願いしています。

14 よくある質問

Q 1 新 1 年生として入会したいのですが、きょうだい既に在会しているときはいつ申請したらいいですか。

A 1 きょうだいに在会者がいる場合は、新 1 年生を含めた入会する児童全員を在会者受付期間に申請してください。**1 世帯に、申請書は 1 枚で提出してください。**

翌年度、上のお子さんが新 5 年生以上で、新 1 年生の入会を希望される場合は新規入会受付期間に申請してください。

Q 2 抽選や定員はありますか。

A 2 抽選や定員はありません。

必要な書類をそろえて提出され、入会要件を満たしているかどうか審査後に、入会決定します。個別に見守りが必要な場合などご心配があれば必ず事前にご相談ください。

Q 3 今は仕事をしていませんが、入会できますか。

A 3 新規入会申請は受けます。受付期間内に入会申請書類と求職活動届出書を提出してください。入会前月までに入会要件を満たす就労証明書（見込）の提出があった場合、入会することができます。就労証明書（見込）を提出できなければ、入会を取下げさせていただきます。

※在会中の方は Q10 参照

Q 4 下の子が保育所に決まっていなかったら入会（申請）できませんか。

A 4 就労要件を満たした方で、復帰を前提とした育児休業を取得されている方は入会いただけます。入会したい月の受付期間内に申請に必要な書類を提出してください。

Q 5 児童会ではどんな遊びをしますか。

A 5 自由遊びの過ごし方は、児童の自主性に任せています。

ドッジボールやサッカーなどグラウンドでの外遊びや、室内での読書、ボードゲーム・パズルなど様々です。体育館で遊ぶこともありますので、上履きのご用意をお願いすることがあります。入会説明会で入会前に児童会にお越しいただき、施設等をご確認ください。

Q 6 ケガや事故などはどのように対応してもらえますか。

A 6 児童会にいる間に大きなけがや事故があった場合、保護者の緊急連絡先に連絡しますので速やかにお迎えをお願いします。また、入会時に指定のスポーツ安全保険に加入していただきます。保険適用を申請、認められた場合は費用の弁償、通院費などのお支払いに利用することがあります。

Q 7 土曜日に利用する場合、手続きは必要ですか。

A 7 土曜日に就労していることが分かる就労証明書をあらかじめ提出してください。

Q 8 アレルギーがあって皆と同じおやつは食べられません。

A 8 児童会で用意するおやつについてご相談させていただきますのでアレルギーについては、必ず事前に児童会までお伝えください（入会申請を通じて申し出てください）。

Q 9 急な仕事の都合で、お迎えに行けないときがあるかもしれません。

A 9 児童会の対応としては下記の方法があります。

- ・集団下校や一人帰りができる児童であれば、下校方法を変更する。
- ・午後 7 時まで利用時間を延長する。
- ・他の保護者にお迎えに行ってもらう。

いずれの場合も予定が分かり次第、すぐに児童会に電話してください。

通常の出欠や利用時間変更は、ミマモルメアプリを通じてご連絡いただけますが、当日、午前 7 時 30 分以降に急な変更がある場合は、必ず電話で連絡してください。

Q 10 入会した後に退職（転職）しました。手続きが必要ですか。

A 10 勤務先や勤務状況、家族構成に変更がある場合、必ず生涯学習課までご連絡ください。

既に退職し、求職活動中の場合は、求職活動届出書を提出してください。就労先が決まるまでの一定期間は児童会を利用できますが、求職活動する日、時間帯のみの利用となります。また、就労証明書（見込）を提出締切日までに提出できない場合は退会となります。

既に転職している場合は、退職日を連絡した上で新しい就労先の入会要件を満たす就労証明書（見込）を速やかに生涯学習課へ提出してください。必要に応じて、直近 3 か月分の就労実績など以前の就労先での就労証明書を提出していただく場合があります。

就労状況等が変わった後に連絡がなく、入会要件を満たしていない場合は、退会していただきます。

Q 11 妊娠・出産しました。手続きが必要ですか。

A 11 在会中に出産した場合は、分娩日を児童会又は生涯学習課までお知らせください。産後 8 週間で退会となりますが、就労要件を満たし、復帰を前提とした育児休業を取得される場合は、産後 8 週目までに、育児休業取得期間が記載された就労証明書の提出があれば継続利用していただけます。

Q 12 仕事の状況等変わらないので来年度も継続利用したいのですが、申請が必要ですか。

A 12 仕事の状況等変わらない場合でも年度ごとに入会申請が必要です。

毎年、秋頃に翌年度 4 月から利用の入会申請を受け付けますので、利用を希望される場合は、この受付期間に必ず申請してください。

受付期間を過ぎますと翌年度 4 月から利用いただけず、5 月以降の入会となります。

お問い合わせ	〒617-8665 向日市寺戸町中野 20 番地（市役所別館 1 階）		
	※東向日別館ではありません。		
	向日市教育委員会生涯学習課	TEL：075-874-2987	FAX：075-931-2555